

安全安心な福祉有償運送事業の運営のための確認事項(案)

【資料3-1】

目的 安全安心な福祉有償運送事業の運営のため

扱い 更新承認の判断材料とはせず、事故防止のための意見・助言

- 方法**
- ・事業者は、人身事故(乗降介助等サービス提供中の事故も含む)が起こった場合、所定の様式にて事故記録及び事故発生日の点呼記録簿を事務局(箕面市)に提出する。(①)
 - ・事務局は、事故記録を確認し、事業者への指導・助言を記載し、事業者へ通知する。(②～③)
 - ・事務局は、登録事業者から受けた事故情報を集約し、次回協議会開催時に、前回開催以降に受けた事故の報告を行う。(④～⑤)
 - ・委員からの意見や助言を事務局から各事業所にフィードバックする。(⑥～⑦)

